

**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
施行令第五条第一項第一号の規定に基づき環
境大臣が指定する自動車又は電気機械器具の
一部**

発令 平成7年3月30日号外環境庁告示第24号

最終改正：平成17年5月16日環境省告示第40号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号に規定する環境大臣が指定する自動車（原動機付自転車を含む。）又は電気機械器具の一部は、次のとおりとする。

- 一 自動車の窓ガラス
- 二 自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）
- 三 自動車のタイヤ